

使用教材：

佐久間毅ほか「事例から民法を考える」有斐閣,2014
第7問

北村雅史ほか編著「事例研究 会社法」日本評論社,2016
第20問

第 1 問

設問1

(以下、AC売買。)

1. Cは、Aに対して、買戻特約付売買契約に基づいて、養殖魚の引渡請求をすることが考えられる。これに対してAは、①AC売買は、売買契約との名称が付されているものの、契約内容をみると、AC間の消費貸借契約(587条)とAC間の譲渡担保契約であること、②の前提とすれば、AC間の譲渡担保の目的とされている漁場甲の魚は、既にAB間の譲渡担保契約の目的となっており、漁場甲の魚に加えて譲渡担保を設定することは、「通常の営業」の範囲内にあたること、③不作為と、Cよりも先に対抗要件を具備している以上、AC売買は無効であり、これに基づく引渡請求にたてることができないこと、を反論をすることが考えられる。以下、①～③を順に検討する。

(1) ①について

ある契約がどのような性質を有するかについては、契約の名称のみならず、契約の内容、当事者の意図等を総合的に考慮して判断される。確かに、本件ACの合意は、買戻特約付売買契約という名称で締結されている。しかし、その内容をみると、Aは、Aに対して、代金を支払わねばならないにもかかわらず、AがCに対して魚を引渡す時期に関して合意がなされていない。また、一応、契約条項④では、破産の等の手続が開始された場合の引渡しは予定されているが、その内容は、譲渡担保契約における其期限の利益喪失条項に近い内容である。また、契売買契約において、所有権は、特段の意思表示がなければ、合意時に所有権が移転するが(民法(以下略)555条)、契約条項⑤をみると、C所有の魚の飼育費用をAが負担することになっている。加えて条項

第 2 問

②の買戻し期間が1年間であることも考えられ、魚の魚を商社であるCが買戻した場合は、それをすぐに第三者に転売することが通常だと考えられるのに、この1年という期間はあまりにも長期間Cが転売しないことを予定するもので不自然である。

以上より、ACの合意は、消費貸借契約と、譲渡担保設定契約であると考えられてもよい。しかし、...? 利息も

(2) ③について

そして、AB間の譲渡担保契約の条項③にいう「通常の営業」は、養殖業と認められ、Aが、養殖した魚を第三者に売買(555条)する場合にいう解される。そのため、譲渡担保契約の目的物とされていることは、通常の営業には含まれない。

(3) ③について

3 AB間の譲渡担保契約の有効性

まず、金融市場の必要性から、明文の定めのない集合動産譲渡担保も有効に締結できる。もっとも、譲渡担保設定者や第三債務者保護の観点から、これら者を害するおそれのある契約は信義則上(条項)と認められなければならない。

AB間の契約は、漁場甲の魚というように限定されており、被担保債権は、現在および将来所有する一切の債権とされているものの、担保額の設定がなされていることから、上記の者を害するものとして、信義則上認められなければならない。

(したがって、AB間の譲渡担保契約は有効である。

1 対抗要件の具備

第 2 問

設問2

1. 設問1は異なり、AD間の契約は、売買契約であると考えられる。そのため、売買の合意がある以上、Dの請求は基礎づけられる。

2. 次に、Bは、AD間の契約が通常の営業の範囲外であり、AD間の売買契約が無効であることと反論することが考えられる。

ある行為が通常の営業の範囲内にあるかどうかは、その契約の内容が普段の取引と比べて、異常なものでないか、譲渡担保の目的物が補充されることと定められているが、譲渡担保設定者の資金状況等から判断される。

したがって、Bが上記事情から、通常の営業の範囲内であることを主張立証できれば、Dに対して対抗できる。

設問3

1. 譲渡担保権の実行により、物上代位(304条1項)することはできる。明文の定めがなく問題となる。

304条が物上代位を認めるのは、目的物の価値を把握する担保物権の目的物が消滅した際に、その価値転換物に

第 2 問

ある「金銭その他の物」に対して、担保物権の支配力を及ぼすことが公平にでき、かつ担保物権物上代位が可能な担保物権が、その目的物の価値を把握するものであるという点に適合するからである。そして、譲渡担保契約も、担保物権であり、目的物の価値を把握しようとする点で、304条の趣旨に適合する。したがって、304条を類推し、譲渡担保権を実行して、物上代位する目的物の価値転換物に対し、物上代位することは可能であると解する。

そして、AのEに対する保険金請求権は、漁場甲の魚が死滅したことによって、支払われるものであり、譲渡担保の目的物たる魚の価値転換物と見なされ、「その目的物の...滅失...によって債権者が受けるべき金銭」に含まれる。

2. そして、Aが通常の営業を継続できない以上、Bは物上代位できる。

以上

（第七問）

第 1 段階 12711

1 CはAに對し、請求原因として、売買契約締結の事實を主張す。具体的には、平成15年4月30日、AC間の漁品取引に係る生簀内のAに所有のサケ稚魚について、賣戻時約付売買契約締結の事實下雨る。

2 対して B は A が 支払不能 又は 破産 程序 に入付
に 集合 財産 譲渡 担保 と 設定 して いる ため、別陳 権者 と
して 破産 手続 における、破産 法 65 条 1 項、海商
法 所有 権 と 取得 権 と 反論 する。

(1) ①a点, 質権の未来, 債権者に目的物を譲渡する
場合の効力は有る所。不令譲渡上の必要性から
債権者に目的物を留置する権利, 担保価値を把握
する。集合動産譲渡担保が認められる。もとより集合
動産譲渡担保も担保権の一種であり, 知悉物の範囲
の範囲の指定により限定され得る場合も担保価値
が把握可能のため認められると解する。

(2) 本件では、 AB 間の集合動産譲渡担保が、為替物市場取引上において生簍内と場所所限定されている。又、 A の直営子会社として、補充方法の約定が、 B の所有権を担保している。したがって、本件 AB 間の集合動産譲渡担保は適法である。よって B の破産法上、別当権者として、 A の破産手続開始決定後、 A の所有、表題完全の所有権を取得する。

（第 7 問）

(3) 以上より $C \cap A = \emptyset$ (自明) $\Rightarrow C \in \mathcal{A}$ である。

第2 訪問 217

β は P に対して、自身から集合論的性質を保持する。

(1) 2点。前項a項¹、第1節虚偽没担保は、債務者²の下に対象物と認め置いた時、担保価値と債務者が把握する³という民法上の規定a項⁴の解釈が、通常a項⁵の担保と担保価値が毀損されず⁶以上、債務者が著しく担保価値と毀損とせざる能性⁷の高い行為を行ふと認められ⁸る。

(2) 本件を以て、A D間の特約は A 所有の差額金に全
て充てられる。一度、B 所有の担保物権と失われ、極
担保価値は毀損され、可能性、高い劣下下。1. 劣下

③ 通常, 言葉に当らずに結果 B が主張の根拠になる

第3 訪問 3月7日

20. / Bは譲渡相対権に基づき物上代位を行おうとした。

 21. ① (法304条)。物上代位を行うために、先取得権者

 22. (法303条)の相手と要約所。Bは「先取得権者」に当た

 23. るから。

(1) 在点前送^a新春旅行担保, 効用=鏡子 便所

金 2

（第 問

者、存身物を留置す。事畢、士廿七に担保償拂、弁
清、氏不能下、始事、明自、乃、場合、心、以、矢、取得、指者、に、当、在
乃、と、解す。

(2) 物件は甲に、赤潮は3分の2に滅びて、Aは担保価値10億円と算出され、赤潮は7億8千万円と算出され、とある。Bは取得権者に当たらない。甲は担保金に担保価値の物件の価値を認め、債権者Bは甲の財産の3分の2に当たる権利を有する。

※ ①の②に担保提供者BがDに付した担保材たるAに
 ③第三者の担保要件は具備する必要があり、Aは④法人
 たる動産融資担保の登記を1月以内に行う。

3

（第 問）

第 5 题

1. 事件CはAとB、CはAとの間に買戻権利の売買契約を締結した者であるから、事件引渡請求訴訟の訴訟標的は、所有権に基づく返還請求権としての土地引渡請求権である。この請求の請求原因は①C現所有、②A現占有である。

(1) (1)に212.甲土地の所有権は現在誰に帰属するのか、買戻契約の性質が問題と^{権利}なり買戻契約の買主はX、Y、Z各3分の1の共有者である。Xは579条の趣旨は、すべての所有者が占有を認めらる、買主は所有権を移転せしめ、当該目的物の有益な利用を促進、すべての所有者が買主を支払う金銭を支払うことにより、その買主はすべての所有者に買戻しを認めるといふ点で、担保権に類似する性質を有する、すなわち、~~担保権~~のかわりには買戻し金源担保と同様といふ。よって、担保権の買主はすべての所有者に占有を認めらる。場合は、特約の事情のいみじく、金源担保契約とみらる。

(2) 譲渡担保契約は、貸付契約の目的は、担保権設定により債権者の債権回収の可能性の拡充である。ゆえに目的に照らし、譲渡担保契約による所有権移転はあくまで担保目的であり、債権者が弁済を完了すれば、受取債権発生し、債権者は清算金の受取を請求し、債権者は完全な所有権を回復すると同等の効果が与えられる。

(2) ~~二つの権利について~~^{それ} AからB間に譲渡担保契約の存在が認められるのは平成12年6月30日であり、この時点でAからBに担保目的という制限付き所有権が移転している。一方、AとB間に本件買付契約の

売買契約が締結されたのは、平成12年15年4月30日であり、この時点で、
 ④目的物の所有者は、不完全のため、Aに及ぼす権利は、しなないが、
 B、CはAとBとCとしたと所有関係は、(177条)に37。譲渡担保
 契約をめぐり、Bに、競合しないこととなる。

(4) 譲渡担保設定契約の趣旨は、上図のとおり、債権者の債権回収の
可能性の~~新~~補充である。と、~~本件~~ B, C 両者の債権回収の可能性が
塞かれ~~い~~いのである。一方に~~譲渡担保実行~~もなされ~~ば~~である。
石炭に、本件では平成15年4月30日の~~受~~ A 債権の発生時に、石炭
等の補充が開始された時には C が~~西~~に~~着~~補充を受ける~~こと~~と規定され
ており、~~他方~~、A 債権の発生時には、A が~~自~~の~~物~~を補充した時には~~い~~案や
かに~~新~~に~~出~~資を補充し、補充した~~金~~譲渡担保の目的を~~補~~成
る、と定められ~~い~~から、C が~~譲渡担保~~受~~付~~け~~る~~ことと~~し~~て、B の債権回収
可能性は A が~~金~~を補充する~~こと~~により~~塞~~かれ~~い~~いとも~~思~~う。しかし、~~本件~~で A
1 1 するに~~石炭~~に~~債権~~の~~出~~資^受補充~~を~~する~~見込み~~はない。C に~~お~~て~~は~~ C の
担保実行が認められ~~い~~ば、B の債権回収可能性は~~い~~う~~こと~~で、C の
譲渡は認められ~~い~~い。

第2. 設問2.

1. 上記のとおり、譲渡担保契約の締結は、担保目的という制限の下に
所有権移転あり、Aに不完全所有、所有権はB及びCに在ると解せらる。
2. AとBとDは又相互関係(177条)によりつと解せらる。

2. 177条の趣旨は、登記簿の異動を情報した所有者の正常な活動と
第三者の取引の安全の両面にあるといふ、この趣旨に鑑み、177条の
「第三者」とは、当事者およびその包括受継人以外の者にあつて、登記の欠缺

土地で暮らし、

完全張明正当利益を有する者に限らずに商取引上必要。

(1) ①中を本件についてと、 $D \equiv B$ は譲渡と財産譲渡とあり、AD間
売買により、目的物の所有権がDに移転する。当該目的物の譲渡
で、譲渡回収金とはできず、むしろの2あり、Dの登記の不足
を生ずる。正当の利益を有する者にあつては。

(2) 1に於て B は D に、同様のものの所有種多量交差のことであり、自らに所有種を交配すること、つまり自己交配と反論論がよくなる。

第3.5段 3

1. AはFに支払し、自らの新築担保請求権の保全を目的とし、424条
に基き3件債権者の財産を行使せしめたと主張し、425条の1の1に基き
の要件は①新築担保請求権の存在②新築担保請求権が金銭債権であると
③債権の弁済期が到来しいると④債権者の怠慢であると。

2. 上を本件について、本邦新保金債権は、不取戻額を10円以内と
す。BのAに対する金銭貸付金債権であるが、①、②を先に9. ~~2~~ ~~3~~ ~~4~~ ~~5~~ ~~6~~ ~~7~~ ~~8~~ ~~9~~
も、将来本邦新保金債権の中には、将来債権も含まれているから、
③について、既に所定期間が到来している部分のみ、債権回収のために、
債権者代位権の行使が認められる。3.2、債権④について、Aは単に
資金に窮乏、着地業を廃止して決算を固め、3.4以上の利益を生ずる
ことが出来たといふ事。

3. 1. 及び 2. 既に消算期が到来し、い部分について④のA Bにふ保険金請求権の差押えが認められよ。

以上

第

第

第

科目名	受講クラス	学籍番号	採点
民法 第7問			

第一 設問1

1. CはAに対して、所有権に基づいて、目的物の引渡しを求め
ることができるといえる。

CがAと買戻特約付売買契約を締結した平成15年
4月30日以前は、平成12年6月30日に、Bが上記目的
物に譲渡担保権を設定する契約をAと締結している。

(1) 譲渡担保 動産譲渡担保は、非典型契約である。
その内容は取引の際に定められたものにより判断する。

本件では、③により、Aが無償使用できることを定めて
いる。譲渡担保の目的は、譲渡、つまり、所有権
を設定者に移転した上で、その目的物の占有・使用につ
いてを設定者に留保して、被保全債権の弁済を行わ
せ、それに失敗した場合には目的物から満足を得ると
いうものである。すなわち、上記③の定めは、あくまでも
所有権は設定時に移転しているため、使用を設定者で
あるAに留保することを示したものであると解釈でき
る。

したがって、この平成12年6月30日に本件目的物の所有権はBに移転して
いる。

(2) 将来集合 集合動産の譲渡担保は有効である。
本件は、集合動産は、設定者の財産の内、どの範囲を

1 ページ

目的としているから、あつたにいたため、他の債権者等の利
害関係人を害するおそれがある。したがって、この範囲が
明確に特定し得る形で設定されている場合は、有効である
といえる。

本件では、①において、現場甲の生簀内のA所有
の養殖魚の全てとされている。場所、種類、数量により
特定されているといえるから、有効であるといえる。

1. 次に、流動的な動産を対象としている点についてはど
うか。これもアと同様の問題点があるから、明確
であればよい。

本件では、④で、生簀内にいるかいないかで目的物
を構成するかが明確に画かれている。したがって、有効
である。

ウ、被保全債権が、将来集合債権とされているから、
目的被保全債権が、将来にわたって発生する全ての
債権とされている場合、被担保債権が消滅せず、
目的物も設定者の永遠統的に担保権を持ち続け
ると、他の債権者を害するおそれがある。したがって、
目的物も設定者の財産に占める割合が膨大であ
る場合には、無効であると解する。

本件では、養殖魚を業としているため、重要な資産で
あることはまちがいないが、唯一の資産である等の
事情はないため、有効である。

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

エより、契約は有効に成立している。

(3) そして、Bは、上記契約時、占有改定の方法により対
抗要件(1178条)を備えている。

したがって、その後に所有権買戻特約付売買契
約を締結して所有権を得ようとしたCは、主張した
際、既に、Aは無権利者であるといえる。

(4) よって、Cは無権利者から、本件目的物を譲り受け
た者として、所有権を有する。さらに、
さらに、即時取得(112条)の主張が認められるから、
さらに、即時取得(112条)の主張が認められるから、

さらに、即時取得(112条)の主張が認められるから、
さらに、即時取得(112条)の主張が認められるから、

(5) 以上により、所有権に基づく請求は認められない。
2. エは、債権的請求として、AC間契約の⑤に基づく
引渡しをすることができないから。

(1) ③は、破産等の手続が開始されたときは、Cは
右に養殖魚を第三者に譲渡することができると
規定するものである。AC間契約は、平成16年4月30日ま
で売買代金の増減の価格で買い戻しを
できるとする特約がつけられているものである。上記③は、
その特約の期限を喪失させ、なにより、①の管理権
をAが専ら行使するものと解すべきである。

したがって、⑦の内容は、破産等の手続開始の
時点で、Aの目的物利用権が失われ、目

3 ページ

目的物の現実の引渡しを請求することができる旨と定める。

よって、債務の履行として、CはAに対して、目的物の
引渡しを請求することができる。

第二 設問2

1. Aが確定的に目的物の所有権を有する。

Dは、平成15年6月30日に、Aと本件目的物の売
買契約を締結している。Aが確定的に目的物の所
有権を有していることは前述の通りであるが、物
権と債権とは事理が異なるため、債権的に上
記売買契約は有効である。

したがって、DはAに対して、約定に定められた期限
である平成15年11月30日を経過した後は、目的物
を引渡す債務を有している。

2. 上記債務の履行を求めず訴えが提起された場合には、
Bは、自己の所有権を主張して、第三者異議(民事執
行法第38条1項)を提起して、上記
訴訟の債務名義の強制執行を阻止することが認めら
れる。

(1) 第三者異議は、強制執行の目的物について、所有権
その他権利の引渡しを妨げる権利を有する第三者が、
債権者に対して提起するものである。

(2) 本件で、Aが目的物の所有権を確定的に有して
おり、第三者にそれを対抗するものば前述の通りであ

4 ページ

第 1 問

設問 1 (1)

1. Xは、法定訴訟担当者として、B、Cに対する責任追及等の訴え(会社法847条1項(以下、法令略)を提起すると考え、原告適格の有無は、847条により定まる。これにより、①のXが公開会社である甲社の株式を6か月前から有しており、②株式会社に対し、すなわち、監査役設置会社である甲社では、監査役に対して(386条2項1号)提起訴請求を行ない、③④の請求の日から、甲60日以内甲社が責任追及等の訴えを行なう場合に、Xの原告適格が認められる(847条1項、3項)。

本問では、詳細は明らかではないものの、Xは平成元年の創業時から、現在まで甲社の株主であると考えられることから、①をみたす。また、甲社が公開会社(かつ、Xは、提訴請求を行ってなく、Aに対して行っていることから、②をみたさない。また、5項の場合であれば、提訴請求を欠く場合でも、原告適格は認められるが、B、Cから登記移転を受けなければ回復することができない損害が生じるとは考えられないことから、同項により原告適格が認められることはない。

2. もともと、847条1項が上記②の要件を定めたのは、会社に対して、責任追及等の訴えを提起するかどうかの判断の機会を与えるためである。つまり、提訴請求が誤っていた場合でも、適切な機関がこれを了知した場合であれば、要件②の瑕疵は治癒されると解すべきである。

3. 以上より、監査役が、提起訴請求をXが訴訟提起した60日前までに了知していたという特段の事情がない限り、要件②をみたさないことになり、Xは原告適格を有さない。

設問 1 (2)

1. Xが代表訴訟において、請求の趣旨(会社法施行規則(以下、規則))

- ① 盗取収益 ② 利益命令等が著しく不合理 - 利益のハビ
- 偽造時
- 通常の経営者
- 意見決定の不合理、事実認識

第 2 問

の特則により定められたものであるから、その要件は、①任務懈怠により、②会社があること、③損害、④⑤⑥の因果関係、⑦故意又は過失があることである。

(1) Aに対する請求

3. Xは、本件売買契約をAと締結することをAが決定したことを任務懈怠の内容として主張する。この本件売買契約は、甲社取締役Cと甲社との間に締結されたものであり、利益相反取引(356条1項2号)である。そして、Aは本件売買契約に關する取締役会の決議に賛成している。そのため、423条3項3号より、損害の発生がなければ、任務懈怠は推定されない。

4. 本件売買契約は、Cに7200万円の代金を支払うものであるが、これによって得た対価は、2000万円の価値しかない本件工場用地である。つまり、甲社は、本件売買契約によって、5200万円の損害が生じている(④、⑤充足、⑥が推定されることにより、⑦充足)。

5. これに対し、Aは、また、Aは本件工場用地に文化財が埋蔵していることを予見できたにもかかわらず、文化財があった場合に備えて、売買契約に瑕疵担保責任を追及できるような契約の内容を決定していない。むしろ、瑕疵担保責任を免除するとの内容を取り決めていた。そのため、Aには少なくとも、過失が認められる。

6. 以上より、Aに対して、5200万円の損害賠償請求が認められる。

(2) Bに対する請求

3. Bも、Aと同様に決議に賛成した取締役であることから、④、⑤、⑥は認められる。

4. もともと、Bからは、Cの瑕疵担保責任を免除する条項について、問題視

第 2 問

217条2号)と113のは、本件駐車場用地の売買契約(以下、本件用地、売買契約)に基づく甲社のB、Cに対する移転登記請求権である。この本件用地売買契約は、B、Cが個人として所有する土地を甲社に売却したものである。B、Cの移転登記義務は、本件用地売買契約が生じた売主としての義務である。つまり、この請求は、取締役B、Cに対するものではあるが、その内容が売主としての義務であると考え、役員等...の責任(847条1項)に含まれないのではない。

確かに文言上、取締役が個人として会社と取引した場合に生じた義務は、役員等...の責任に含まれると読み取れる。しかし、取締役は、会社に対し、忠実義務(355条)を負っており、この内容には、会社に対して、損害を生じさせないよう行動する義務も含まれる。つまり、取締役が個人として会社に対して負う義務であっても、それを履行しないことにより、何らかの損害が生じるような場合には、その取締役は、会社に対して、かかる義務を履行する責任を負い、これは「役員等...の責任」に含まれると解すべきである。

B、Cは、会社に対して移転登記義務を負っており、登記は、不動産の對抗要件(民法177条)とあり、登記を欠く場合、第三者に対して所有権を対抗できず。つまり、B、Cは、上記義務を履行しないことにより、甲社が「第三者」に対し、本件駐車場用地の所有権を対抗できなくなるという危険を生じさせている。そのため、B、Cの登記移転義務は、「役員等...の責任」に含まれる。

2. 以上より、代表訴訟は認められる。

設問 2

1. Xは、A、B、Cに対し、本件売買契約により生じた損害について、損害賠償請求(423条1項)をすることが考えられる。そして、423条は、民法416

主要目的の1-1(追記)

第 2 問

し、そのことを指し示し指摘しているから、Bには義務違反はなく、過失が認められ、113の反論が考えられる。

決議に賛成した取締役は、原則として、注意義務違反があると考えられてきた。つまり、取締役の義務監督義務(362条2項2号)は、直接の取締役務に關する取締役以外に、その取締役が受けた説明が合理的であれば、その説明に基づいて、賛成の決議をしたとしても、監督義務を負わず過失は認められずと解する。

Bは、Aに対して指摘した後、Aの価格面で調整を行ったと答えている。しかしその価格は、甲社がFに依頼した鑑定人の価格より、700万円高い7200万円である。瑕疵担保責任を免除する場合、鑑定価格より低い価格とするのが合理的であるのに、本件では逆になっている。つまり、Bの賛成は合理的説明に基づいてされたものとはいえない。

したがって、Bに過失も認められる。

4. 以上より、Bに対する請求も認められる。

(3) Cに対する請求

8. Cは、423条4項1号により、④が推定され、⑤、⑥が認められることから、⑦も認められる。そして、428条1項より、Cは、無過失より免責される(⑧充足)。

よって、Cに対する請求も認められる。

以上

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
事例研究会社法 2-0				

第一 設問1

1. (1) について

株主代表訴訟とは、会社法(以下、法名省略)847条1項により会社に責任追及等の訴の提起を請求し、当該事項を満した場合には提起し得ることとされているものである。

本件で、Xは、創業以来の甲の株主であり、六箇月前から引当主株主として有する株主である。そして、書面その他の方法により、提訴請求を行っている。また、Xは、代表取締役であるAに対して請求している。

(1) 監査役設置会社が取締役に就く場合には、会社に取締役に対して訴を提起する場合に、監査役が監査役会(会社を代表する386条1項)に代わって、提訴請求は、監査役に行うべきである。

(2) (1) Xは、上記の通り、Dに対する提訴請求を行っており、したがって、XはAへの提訴請求から60日を経過しているが、847条3項を満たしているとはいえない。 <修正>

(3) よって、Xは、原告適格は認められない。

2. (2) について

上記株主代表訴訟は、甲のB・Cに対する所有権移転登記請求を求めたものである。その請求理由は、甲とB・C間の売買契約または(2)甲の所有権に基づくものである。このいずれかか、取締役の責任として履行すべきものといえるか。

法物
無効

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

(1) だが、~~売買契約の債務不履行か、423条1項の任務を怠った~~、といえないか。⇒ 不足ではまい。

任務を怠ったとは、~~法令違反つまり会社法を犯すこと~~、~~会社法上の責任を怠ったと解する~~。なぜなら、役員は会社に對し、会社法上の法令違反というと解する。なぜなら、取締役は、~~委任の規定により、善管義務を怠る義務~~(民法644条)を負い、会社の職務業務を処理する者であり、任務とは委任により課せられた~~職務~~からである。

本件では、B・Cが取締役としてではなく、単に、私的に有していた土地の持主として甲社と取引をし、利益相反行為(356条1項2号)にあたることもなく、有効に成立させている。その、民法上負う登記移転債務の履行は、会社法上取締役には課せられず、義務ではない。

したがって、任務を怠ったとはいえない。

(2) 次に、所有権に基づく登記移転請求について上記と同様に民法上の責任は認められずとも、会社法上の任務を懈怠はない。

(3) さて、上記より、847条1項に定め、責任追及の訴えにあたるが、上記Xの請求は、代表訴訟によることにはならず、認められない。

第二 設問2

1. 会社法上の責任を追及する代表訴訟の原告適格については前述の通りである。

Xは、六ヶ月前から甲株主であり、甲社監査役Dに対して提訴請求を60日以上前にしている。したがって、原告適格を満たす。

2. では、提訴請求をいえる会社法上の責任は「責任追及等の訴え」にあたるか。

(1) A・Bの責任

A・Bは、取締役会で、本件売買契約を承認している。

(2) Cの責任

Cは取締役であり、自らの土地を甲に売っている。これは、利益相反取引。自己のために株式会社と取引をする(356条1項2号)にあたり、自己取引にあたるか?

その場合、365条1項により、取締役会設置会社においては取締役会において重要な事実を開示して承認を受けなければならない。本件では、A・B・Cによる取締役会が行われ、Cの瑕疵担保責任免除、価格が安いとあるが、その方法について開示されていた。したがって、A・Bにより賛成され、承認されている。356条違反はない。

い、もっとも、423条1項の責任を負わないか。

3項により、自己取引において、株式会社は損害を被ったとすれば、1号により、承認を受けなければ取締役は任務を怠ったと推定される。

本件では、Cは、423条1項1号の取締役である。したがって、423条1項の責任を負う。そして、会社は、700万円で購入

した土地の価格が2000万円になったことにより、その差額の損害を負っている。したがって、Cは、423条1項の責任を負う。

ウ、もっとも、Cは瑕疵担保責任を免除されているのではないが、この点について、423条1項は任務懈怠による責任であり、自己取引をした者の責任は免除されないこと(会社法上規定されている)のため、民法上、免除されていたとしても、ここでは免除されない。

エ、以上より、Cは、会社法上の責任を負っているため、(1)に対する責任追及の訴えは認められる。

(2) A・Bの責任

ア、423条3項3号により、自己取引の承認決議において賛成した取締役は任務懈怠を推定される。もっとも、それが帰責性なく行ったものであれば、免れることができる(423条1項)。

イ、A・Bは、Cとの取引を承認した取締役である。取締役会で、工場用地が京都市上京区にあることが、文化財の出土の可能性について議論がなされているにもかかわらず、その可能性が考えられないことと、価格面で若干の調整をしたとの意思をもて、簡単に承認している。本件で工場用地について甲は7000万と評価しているにもかかわらず、7200万で取引に入っていることから、相手方はCが6000万と主

責任
追及

365 II

3 ページ

4 ページ

（第 20）

1 甲株式会社(以下「甲社」といふ)は、監査役設置会社となつた。
2 監査役設置会社の場合、監査役設置会社と取締役との間に
3 おける訴訟におい(は)監査役が当該会社を代表す(る)会社法
4 36条(但し)に
5

下 9点、原則、提訴請求対象者と被、7人以上、証拠条
 3項9、特玉に該当しない結果、原告適格の認められず、
 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030

(2) 甲は甲社創業当時の株主であるから「6箇月前から3ヶ月間株主である株主」に当たらず(法47条3項)。

(3) 甲は甲社の株主代表訴訟の請求が起訴日から60日間訴訟を提起していない(法47条3項)。したがって上記

1. 甲が取捨役Aの1。本件駐車場用地の物権登記簿謄本をB.Cに示して行わないことについて、株主(注47条)は責任を負うことができるのか。甲が取捨役の責任の中に、責任契約といった食品製造、小売とは一見関係ないように見えるものも含められるか問題となる。

(2) 本件と併しに、駐車場用地、養蚕要路の経路及び経路に
基き互いの便指、便給の遂行に、食品の製造、小売りに
求自供不足の恐れ、甲社に、厚材料を調達し、食品を
配運する上、甲社の隣地に、駐車場を用いた必要が、本以上

業務に付随するものがあるといふこととすると甲社取締役から
本件売買契約に關し利害關係を用いたものとして、直ちに
契約が取消されたのであると認むべき契約があった。是件に
いは、BCP(第三号)土地と二重譲渡の對抗要件
たる登記(民法199条)と具備した事と未然に防止すべ
め、~~譲渡~~売買契約締結後、早期に初登記申請を
行う契約があった。故に当該所有権移転登記に必要

self

責任 = ?

また、(駐華商売買契約は、甲に取締役の責任の中心を
持ち、当該商売買契約に基き、具体的に万業強に取締役、Aは
急、7.1.6. 乙(取締役の責任(法147条1項)がある。

1) 以上より、 ρ は、 ρ の固有値 λ の問題に帰着された場合、 ρ の固有値 λ は、 λ の固有値 λ である。

(1) 自2010年有明工業用地を中に売却している所
当該取引は356条(次2号)に規定する直接取引に当た
(直接取引に当た)場合取締役、株主総会におい、当該
取引につき重要事実を開示し、その承認を受けなければならない所、株主総会が開催されてから2週間以内のうちに承認
がある。又、第5条第2項の通り当該売買契約により甲社に
損害が生じたため、356条に基づき損害賠償責任を
負う。

上) (日. 早本に於て工場を建設するの否性質の地
を以て決するに依るに拘らず、道路の敷設によ、工場
の建設するの否の位置の便宜に依る(注4)の如し)。

以上的主張を特許する行為は考案されず、特許(特許)以下の特許に属する。

10 異体の存在。本件工場は地につま、素来よりaの分重要を
11 遺跡に発見したと知らなかった。又、不動産鑑定士に
12 も依頼してお、調査はなされた。と云う。

加え、株式会社に於て、瑕疵担保責任免除が
の規定があるとして、免除規定について、Cの取扱い
に於て、甲社に於て、善管注意義務、忠実義務を負い、責
任を負うことは、出来ぬ。

以上より、旧知事の責任が追えない。45条1項の責任は、責任の一部免除に受けることがない。

(1) A、B 的取法依赖于 E 的取值，设 $d(a)$ 为 a 的度数。
 则下任取 $d(a)$ 个顶点 E 为 T 。

(2) その中の任意の要素は、 C_{main} 述べた a と同様にあり、

(3) A, B 是 425 条的任意横段がなければ B 25 条 425 条 100 条

又、(二步 423条3項1号7の1の注の解釋の指定を受ける。)

